

大阪府条例第二十一号

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成二十年大阪府条例第二十一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
2 第七条 (重要事項の説明等) 2 二 (略)	<p>2 第七条 (重要事項の説明等) 2 二 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。第五十六条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに重要事項を記録したもの)を交付する方法</p>	<p>2 第七条 (重要事項の説明等) 2 二 (略)</p> <p>二 磁気ディスク、シートディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに重要事項を記録したもの)を交付する方法</p>
3 3—6 (略)	<p>3 3—6 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第五十六条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、情報形態等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項及び第十二条第一項これらの規定を第五十五条の規定において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>3 3—6 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第五十六条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、情報形態等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項及び第十三条第一項これらの規定を第五十五条の規定において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。)により行うことができる。</p>
2 (略)		

	改正後	改正前
4 第十六条 (介護医療院サービスの方針) 4 2・3 (略)	<p>4 第十六条 (介護医療院サービスの方針) 4 2・3 (略)</p> <p>4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たつては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</p>	<p>4 第十六条 (介護医療院サービスの方針) 4 2・3 (略)</p> <p>4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たつては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を</p>

	5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	5 行つてはならない。
6	介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならぬ。	6 介護医療院は、身体拘束等を行つたたまに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
7	一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
8	(略)	(略)
（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）		
第十九条	介護医療院の医師は、入所者の病状から当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認める場合は、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他医師の診療を求める等適切な措置を講じなければならない。	（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）
2	（略）	2
（協力医療機関等）		
第三十四条	介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	（医療機関との協力体制等）
2	介護医療院は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たすよう一又は複数の医療機関を協力医療機関として定めなければならない。	第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。
3	一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護師若しくは准看護師が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。	
4	介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認することとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行つた知事に届け出なければならない。	
	介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同	

	5 介護医療院は、協力医療機関が第一種協定指定医療機関である場合においては、当該第一種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬない。	6 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。	7 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
(掲示)			
第三十五条	介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項(以下単に「重要な事項」という。)を掲示しなければならない。	2 介護医療院は、あらかじめ、歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努めなければならない。	第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
2	介護医療院は、重要な事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをおいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	第四十条の二 (略)
(略)			
第四十条の二	(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)	2 第四十二条 (記録等の整備)	第四十条の二 (略)
2	第十四条の二 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。	2 第四十二条 (略)	第四十二条 (記録等の整備)
2	前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	2 第四十二条 (略)	第四十二条 (略)
(記録等の整備)			
2 第四十二条 (略)	四 第十六条第五項による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	四 第十六条第五項による身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	第四十八条 (介護医療院サービスの方針)
2 第四十二条 (略)	五 並びに緊急やむを得ない理由の記録	五 並びに緊急やむを得ない理由の記録	第四十八条 (略)
(介護医療院サービスの方針)			
6 2 第四十八条 (略)	6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入	6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入	

	7 居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。	7 居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行つてはならない。
7	ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	ユニット型介護医療院は、身体拘束等を行ふ場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8	ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	ユニット型介護医療院は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
9	・ (略)	・ (略)
10	(略)	(略)
5 2	第第五十三条 (勤務体制の確保等) (略)	第第五十三条 (勤務体制の確保等) (略)
6 1	ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 (略)	ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 (略)

	改正後	改正前
3 2	(掲示) 第三十五条 (略) 「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」	(掲示) 第三十五条 (略)

附 則 (施行期日)

- この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条、第六条、第十条、第十四条、第十七条、第二十条及び第二十三条の規定は公布の日から、第八条及び第十二条の規定は同年六月一日から、第二条、第九条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は令和七年四月一日から施行する。
(協力医療機関との連携に関する経過措置)
- 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第二項、第五条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十九条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条、第五十四条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。）、

第十五条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第二十五条第二項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、第十八条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十四条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第二十一条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十四条第一項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

（入所者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条の二第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第一百六十七条の一第一項（新居宅サービス等基準条例第八十二条、第八十二条の二、第八十九条、第一百五条（新居宅サービス等基準条例第二百七十七条において準用する場合を含む。）及び第二百三十八条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第一百四十二条の一第一項（新介護予防サービス等基準条例第一百六十一条、第一百六十六条の二、第一百七十三条、第八十三条（新介護予防サービス等基準条例第一百九十八条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。）及び第一百十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条の二第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十五条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

4 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第一百五十六条第六項（新居宅サービス等基準条例第八十二条の二及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第一百七十五条第八項、第

百九十五条第六項及び第二百十条第八項並びに新介護予防サービス等基準条例第二百三十八条第三項（新介護予防サービス等基準条例第二百六十二条、第二百六十六条の二、第二百七十三条及び附則第二十一項において準用する場合を含む。）及び第二百七十九条第三項（新介護予防サービス等基準条例第二百九十八条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

5 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第二百一十九条の一及び新介護予防サービス等基準条例第二百十二条の一の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。